

後期高齢者健康診査を受けましょう

平成20年4月から、生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的として、後期高齢者医療制度に加入されている方を対象とした後期高齢者健康診査を実施します。

対象後期高齢者医療制度に加入されている方及び平成21年3月31日までに75歳に達する方

実施場所市内医療機関（医療機関の一覧を受診券と一緒に郵送します。）

実施期間9月1日(月)～10月31日(金)

健診内容問診、身体計測、診察、血圧測定、血液検査（心電図、眼底検査は、医師の判断により実施します。胸部レントゲンは実施しません。）

持ち物

- 後期高齢者健康診査受診券兼問診票
- 8月31日までに75歳に達する方は、後期高齢者医療制度の被保険者証
- 9月1日から平成21年3月31日までに75歳に達する方は、国民健康保険または各種被用者保険の被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 昨年の健診結果(ある方のみ)

●後期高齢者健康診査の受診券をお送りします

平成21年3月31日までに75歳に達する方を対象に、後期高齢者健康診査の受診券を8月末に発送します。後期高齢者健康診査は、生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした制度です。ぜひ受診してください。

お送りする受診券は問診票を兼ねていますの

で、受診前に問診票の問いに答えて、切り取らずに医療機関へお持ちください。また、受診券を忘れると受診できませんのでご注意ください。

●後期高齢者健康診査Q & A

Q1 受診券が届いたら、どうすればよいのですか？

A1 受診券と問診票は切り離さず、問診票に答えて記入してください。一覧にある医療機関へお持ちいただき、受診してください。

Q2 健診費用はかかりますか？

A2 75歳以上の方に実施する健康診査は、全額市が負担します。その他の医療保険者が実施する健診については、費用の一部を自己負担する場合がありますので、健康保険組合等にお尋ねください。

Q3 特に身体に異常を感じないので、健診は受けなくてもいいのでは？

A3 生活習慣病は、自覚症状を伴わずに静かに進行していきます。生活習慣病を未然に防ぐためには年に1回必ず健診を受け、異常値に近づいている数値があれば、原因となる生活習慣を改善することが可能です。ぜひ健康づくりのために受診しましょう。

Q4 がん検診などはどうなるのですか？

A4 各種がん検診、肝炎検査などの特定健診以外の健診は、これまでどおり市の事業として実施します。実施時期などは、広報ふっさ等でお知らせします。

問合せ保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

8月の納税

8月は市・都民税(第2期)、国民健康保険税(第2期)、介護保険料(第2期)、後期高齢者医療保険料(第2期)の納期です。9月1日(月)までに納めてください。

口座振替は9月1日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

◆知っていただきたい税の話④

納税相談で、住宅や車のローンに追われて税金の支払いが後回しになってしまったと言われる方がいますが、税金も納期を過ぎると金利が加算されます。これが延滞金です。この利率は年14.6%で、住宅や車のローンの利率と比べてみると、一般的には延滞金の方が高くなっています。さらに滞納を続けると差し押さえなどの滞納処分を受けることにもなります。

納税は『納期内に!』が合言葉。これからローンをご利用される方は税金の支払いも念頭において返済計画を立ててください。

問合せ収納課 ☎551・1578

後期高齢者医療

「後期高齢者医療保険料変更通知書」及び「保険料納付書」をお送りします

7月に「後期高齢者医療保険料決定通知書」及び「保険料納付書」をお送りしましたが、先にご国が定めた追加軽減策を講ずる前の金額となっております。この軽減策の対象者の方には国の軽減策を盛り込んだ保険料額の変更通知書を

近日中に郵送します。また、普通徴収(年金天引き以外)の方には納付書もお送りします。国の軽減策の主な内容につきましまして、次のとおりです。

◆均等割額の軽減策

7割軽減に該当する方は、8・5割軽減(5,400円)とします。(7月にお送りした「保険料額決定通知書」の中で「保険料額」が「年額11,300円」となっている方)

◆所得割額の軽減額

年金収入211万円程度までの方について、原則として所得割額を50%軽減します。

【お知らせ】

後期高齢者医療保険料を年金天引きから口座振替に変更できる要件について一部変更がありました。以前に問い合わせをされた「該当しない」との回答を受けた方はお手数ですが、再度、後期高齢医療係まで問い合わせてください。

問合せ保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

年金だより

会社などを退職したときには国民年金の手続きをお忘れなく

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合などに加入している方を除き、ご自身で国民年金に加

入しなればなりません。会社などを退職し、厚生年金保険や共済組合に加入しなくなった方は、保険年金課保険年金係で加入の届出を行なってください(同日をもって再就職し、厚生年金保険や共済組合に加入する方を除きます)。

◆免除制度をご存じですか

また、厚生年金保険または共済組合に加入している方の被扶養配偶者となる場合は、国民年金第三号被保険者となります。配偶者の勤務先を通じて加入の手続きを行なってください。

申請免除 (全額免除・一部免除) 被保険者・配偶者及び世帯主の前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

学生納付特例 大学・短大・専門学校等に通っている学生で、前年の収入が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

若年者納付猶予 被保険者(30歳未満・配偶者の前年の収入が一定基準以下の場合、申請により受けられます。

いずれの制度も承認された期間は、老齢基礎年金を受けられるために必要な期間に算入されます(一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納めなければ算入されません)。

なお、申請免除の承認期間に限り、年金額の計算に一部反映されますが、学生納付特例・若年者納付猶予制度の承認期間は、保険料の納付がない限り年金額の計算には反映されません。いずれも承認を受けてから10年までの間に、保険料を納めることができず(追納)。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

国民健康保険

特定健康診査の受診は 8月30日まで



メタボリックシンドロームを発見して生活習慣病を予防するため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して実施している特定健康診査の受診は

まちの話題

「福が生まれる星まつり」第58回福生七夕まつり開催

毎年恒例の福生七夕まつりが8月7日(木)～10日(日)に行なわれ、4日間で約38万8千人が訪れました。期間中はさまざまな場所に竹飾りが飾られ、七夕まつりのオープニングを飾る「七夕織姫コンテスト」や「民踊パレード」、市民が作る模擬店「ギャラクシーストリート」など、多くのボランティアの協力により、いろいろなイベントが盛り上がりを見せました。

問合せ七夕まつり実行委員会事務局(地域振興課)



◎民踊パレード ◎織姫コンテスト

8月30日までとなります。日曜日に実施している医療機関もありますので、まだ受診されていない方は、ぜひ受診してください。メタボリックシンドロームは「ただ単におなかやポッコリと出ているだけ」、生活習慣病は「名前からしなっていた病気ではない」などと思われている方はいませんか？メタボリックシンドロームは、腹囲が男性85cm、女性90cm以上でかつ血糖、脂質、血圧のうち基準を超えているものが2項目以上該当する場合で、高血圧症、糖尿病、脂質異常症(高脂血症)などの生活習慣病になり、動脈硬化へ進行し、更には脳卒中や心筋梗塞など命に関わる病気に進行する可能性があります。特定健診を受診して、自分自身の状態を知ることができます。 **問合せ**保険年金課保険年金係 ☎551・1640

納税は『期限内に!』が合言葉 納め忘れも防げて安心 口座振替のご利用を!